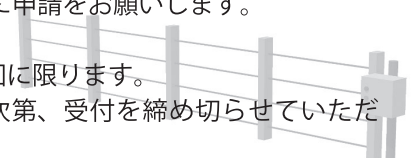


鳥獣被害防止対策事業費補助金

野生鳥獣から農作物を守るため、農地に防護柵等の設置をする場合に活用できる補助金です。

- 対象者
市内の「農林業者」
※ 10a以上の農地を耕作、または農林産物を生産している人
- 対象内容
防護柵（電気柵、防護ネット、防護フェンスなど）を設置するための資材費
※設置に係る人件費は対象外
- 補助額
設置に要した費用の2分の1（上限10万円）
- 申請方法
申請書・見積書を提出
※資材購入前に申請をお願いします。
- その他
・申請は年1回に限ります。
・予算が終了次第、受付を締め切らせていただきます。



狩猟免許取得助成金

狩猟免許を新たに取得した人に対して、取得に要した費用の一部を助成します。

- 対象者
①市内に住所を有する人
②わな猟免許または第一種銃猟免許を新たに取得した人（取り消し・失効の場合は除く）
- 助成額
①新たに取得した助成対象免許のみ所持している場合：5,200円
②新たに取得した助成対象免許以外も所持している場合：3,900円
- 申請方法
免許取得日から3カ月以内に必要書類を提出
- 必要書類
・新たに取得した助成対象免許の写し
・助成金の振込口座の通帳の写し
・印鑑
※申請書は農林課で配布
- その他
予算が終了次第、受付を締め切らせていただきます。



- 支給額（千円未満切捨）
①②いずれも上限20万円
- ①施設園芸農家
令和4年1月～6月の対象期間中に購入した暖房用の燃料代高騰分（A重油、施設園芸用灯油）
- ②畜産農家
令和4年1月～9月の対象期間中に購入した配合飼料代高騰分

農林課
☎ 055(948)1460

令和4年1月～6月の対象期間中に購入した暖房用の燃料代高騰分（A重油、施設園芸用灯油）

令和4年1月～9月の対象期間中に購入した配合飼料代高騰分

- 支給対象者
・令和4年1月1日以前から市内に農地または畜舎などを所有し、もしくは利用権を有する施設園芸農家・畜産農家
・小規模事業者等事業復活応援金（拡大大枠）を受給していない農業者など
- 支給手続き
・申請書
・誓約書兼同意書
・令和3年度の販売実績の確認書類（出荷・販売契約書の写し又は販売伝票の写し）
・A重油・施設園芸用灯油・配合飼料を期間内に購入した領収書の写し
・振込口座の情報がわかる書類
- 申請受付
8月1日（月）～11月30日（水）（必着）
※窓口での混雑を避けるため、郵送での申請をお願いします。

令和4年1月～6月の対象期間中に購入した暖房用の燃料代高騰分（A重油、施設園芸用灯油）

令和4年1月～9月の対象期間中に購入した配合飼料代高騰分

令和4年1月1日以前から市内に農地または畜舎などを所有し、もしくは利用権を有する施設園芸農家・畜産農家

小規模事業者等事業復活応援金（拡大大枠）を受給していない農業者など

申請書

誓約書兼同意書

令和3年度の販売実績の確認書類（出荷・販売契約書の写し又は販売伝票の写し）

A重油・施設園芸用灯油・配合飼料を期間内に購入した領収書の写し

振込口座の情報がわかる書類

8月1日（月）～11月30日（水）（必着）

※窓口での混雑を避けるため、郵送での申請をお願いします。

施設園芸及び飼料価格高騰分支援金の申請を受け付けします

小規模事業者等事業復活応援金（拡大大枠）の申請を受け付けします

新型コロナウイルス感染症拡大で売り上げが減少、また原油・原材料価格高騰により経営に影響が出ている市内の個人事業者および中小法人に対し、国の事業復活支援金の対象範囲を拡充し、市が事業復活応援金（拡大大枠）を支給します。

- 給付対象
・市内に住民登録のある個人事業者もしくは、市内に本店または主たる事業所を有する個人事業者または中小法人であり、令和4年1月1日以前から市内で事業を行っている事業者
・令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同じ月（比較月）の売上高と比較して、20%以上30%未満減少した事業者
・国の事業復活支援金を受給していない事業者
・施設園芸及び飼料価格高騰分支援金ほか、市から原油・原材料価格高騰を対象とした補助金などを受給していない事業者

●支給額（1,000円未満切捨）
・個人 上限10万円
・法人 上限20万円（年間売上高1億円以下）、上限30万円（年間売上高1億円超～5億円以下）、上限50万円（年間売上高5億円超）

●申請手続き
・申請書
・誓約書兼同意書
・基準期間の売上減少が確認できる書類
・対象月と比較月の月間売上が確認できる書類
・振込口座の情報がわかる書類
※詳細は市HP、商工課窓口などで確認ください。

●申請受付
8月1日（月）～9月30日（金）（必着）
※窓口での混雑を避けるため、郵送での申請をお願いします。

商工課
☎ 055(948)1415

令和4年1月～9月の対象期間中に購入した配合飼料代高騰分

令和4年1月～6月の対象期間中に購入した暖房用の燃料代高騰分（A重油、施設園芸用灯油）

令和4年1月1日以前から市内に農地または畜舎などを所有し、もしくは利用権を有する施設園芸農家・畜産農家

小規模事業者等事業復活応援金（拡大大枠）を受給していない農業者など

申請書

誓約書兼同意書

基準期間の売上減少が確認できる書類

対象月と比較月の月間売上が確認できる書類

振込口座の情報がわかる書類

※詳細は市HP、商工課窓口などで確認ください。

8月1日（月）～9月30日（金）（必着）

※窓口での混雑を避けるため、郵送での申請をお願いします。

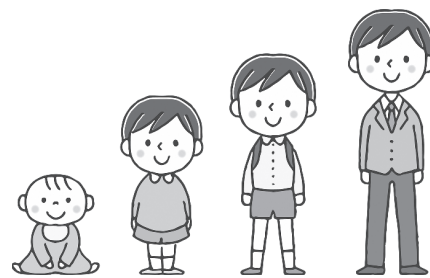
商工課

☎ 055(948)1415



児童扶養手当のお知らせ

福祉子ども相談センター
☎ 0558-76-8008



父母の離婚などによるひとり親家庭や父または母が重度の障害の状態にある児童などを支援する制度です。この手当は、児童の心身の健やかな成長のために支給されるものであり、一定の条件に該当する児童（18歳に達した年度末まで）を監護している場合に手当が受けられます。公的年金受給状況や所得制限により受けられない場合もありますので、詳細は問い合わせください。

○児童扶養手当受給資格者のみなさんへ

8月は現況届の提出月です。
対象者には7月下旬～8月上旬に書類を郵送します。忘れずに福祉子ども相談センター（大仁庁舎）で手続きをしてください。
※本庁舎、菰山支所では手続きが出来ません。
受付期間／①8月1日（月）～31日（水）8時30分～17時15分（平日のみ）
②8月6日（土）・8月28日（日）9時～12時